

消費と流通

<消費生活と消費者の権利>

財とサービス 家計

商品のうち食べ物や衣類など、目に見え形を持つものを① という。

形のない商品を② という。

人々はお金を払って①や②を買い、消費して生活している。

家族や個人など、消費生活を営む単位を③ という。③の収入を

④ という。

④ には

- ⑤ — 会社などで働いて得られる賃金
- ⑥ — 農業や商店などを経営して得られる収入
- ⑦ — 利子・配当・地代・家賃など

がある。

一般に収入から、食料費、被服費、住居費、光熱・水道費、娯楽費などの

⑧ 支出と税金・社会保険料などの義務的な支出を引いた残額を

⑨ という。

最近では、現金の持ち合わせがなくても後払いで商品を買うことができる

⑩ で買い物をすることができる。⑩は返済可能な範囲を超えてしまくと、さらに借金を繰り返し、どうしようもなくなって裁判所に

⑪ を申請することもある。

また、専用のカードやスマホアプリに金額分をチャージして商品を購入することができる⑫ も普及している。⑫を使うことで、現金を持ち歩かなくても良い利点がある。

練習問題

下の表はある家計の月あたりの支出を表したものである。

収入	396,000	円
食費	46,000	円
水道光熱費	54,000	円
被服費	13,000	円
交通費	20,000	円
通信費	23,000	円
住居費	87,000	円
教育娯楽費	36,000	円
その他の出費	20,000	円
税金	36,000	円
社会保険料	24,000	円
生命保険料	12,000	円
銀行預金	25,000	円

ア 月の消費支出はいくらになるか。

イ 月の貯蓄は全部でいくらになるか。

ウ この月の家計はいくらの黒字または赤字になるか

消費者の権利と契約

消費者が自分の意思と判断によって商品を購入することを① という。

1962年にアメリカの② 大統領が消費者の4つの権利を提唱。

- ③ を求める権利
- ④ する権利
- ⑤ を反映させる権利
- 知らされる権利

買い物をするとき、売り手と買い手の間で、何をいくらで売買するか、合意が成立することを⑥ という。だれと、どのような内容の⑥をどのような方法で結ぶかは、基本的に自由であり、これを⑦ という。

製造物責任法

1995年

消費者が商品の^{けっかん}欠陥によって、身体や財産に損害を受けたときに、企業に過失がなくても、企業に被害の救済の責任を負わせることができる法律が施行される。これを① 法という。

(略称はアルファベットで② 法)

練習問題

① で救済されない事例を次のア～エから1つ選びなさい。

ア ドライヤーを使っていたら発火して火傷を負った。

イ 買ったばかりの自転車に乗ったらペダルが外れて転倒して怪我をした。

ウ 道でスマートフォンを使っていたら前から来た自転車とぶつかって怪我をした。

エ 買ったカップ麺の中に異物が入っていて、お腹を壊した。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

財とサービス 家計

- ① 財 ② サービス ③ 家計 ④ 所得 ⑤ 給与所得 ⑥ 事業所得 ⑦ 財産所得
⑧ 消費 ⑨ 貯蓄 ⑩ クレジットカード ⑪ 自己破産 ⑫ 電子マネー

練習問題

ア 299,000 円 (食費～その他の出費までの支出の合計)

イ 37,000 円 (生命保険料+銀行預金) *生命保険料は義務的な支出でないの
で貯蓄と同じ

ウ 37,000 円の黒字 (収入－(消費支出+税金・社会保険料))

消費者の権利と契約

- ① 消費者 ② ケネディ ③ 安全 ④ 選択 ⑤ 意見 ⑥ 契約 ⑦ 契約の自由の原則

製造物責任法

- ① 製造物責任 ② PL

練習問題 ウ

消費者を守る法律や制度

- ① 8 ② クーリング・オフ ③ 消費者契約 ④ 消費者基本 ⑤ 自立

練習問題

ア クーリング・オフ イ 消費者契約法 ウ 製造物責任 (PL) 法